

中央保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、本園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 森上学園
所 在 地	池田市旭丘1丁目9-21
電 話 番 号	072-751-8152
代表者氏名	理事長 森上雅也

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	中央保育園
施 設 の 所 在 地	池田市上池田2丁目2-34
連 絡 先	電話番号 072-751-8160 FAX 072-751-8612
管 理 者	園長 結城雅之
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 54人 満1歳以上満3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成13年4月1日

3 サービスの目的・運営方針

中央保育園（以下「本園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	1, 2 2 0. 0 0 m ²
	園庭	2 7 6 m ²
園 舎	構 造	R C コンクリート造
	延べ面積	7 3 1. 0 6 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	つくし組（満0歳児クラス）
保育室	5 室	たんぽぽ組（満1歳児クラス）、 すみれ組（満2歳児クラス）、 も も組（満3歳児クラス）、 さくら組（満4歳児クラス）、 さつき組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1 室	
フリールーム	1 室	
調理室	1 室	
調乳室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
保育士	1 1	
栄養士	1	
調理員	1	

本園では、「池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。園児の数によっては各職種の員数が変わることがあります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで及び17時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記、第7条に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時頃	11時頃	15時頃	

2歳児	9時頃	1 1時30分頃	1 5時頃	
3歳児		1 1時45分頃	1 5時頃	
4歳児		1 2時頃	1 5時頃	
5歳児		1 2時頃	1 5時頃	

※ 献立は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等のご相談ください。

※ 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出するとき
- (4) 長期欠席するとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関の名称	まきこどもクリニック
医 院 長 名	牧 一郎
所 在 地	池田市呉服町1-1 IKEDIA 306
電 話 番 号	072-750-0350

(2) 歯科

医療機関の名称	大内歯科
医 院 長 名	大内千里
所 在 地	池田市鉢塚3丁目1-1
電 話 番 号	072-761-1535

1 2 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・排煙設備	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難訓練は毎月 1 回以上、消火訓練は年 1 回実施します。			

1 4 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 結城雅之
	・ご利用時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	・電話番号 0 7 2 - 7 5 1 - 8 1 6 0
	F A X 0 7 2 - 7 5 1 - 8 6 1 2
	担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
第三者委員	保育園の掲示物をご覧ください。

1 6 本園における個人情報保護の取組について

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

- (1) 災害共済掛け金 260円
- (2) 個人保育用品費 1,500円～10,000円
- (3) 2号認定子どもに係る給食費 6,500円
(主食費1,000円、副食費5,500円)
- (4) その他保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 延長保育に係る利用者負担金

- (1) 保育短時間

7時から8時59分まで	}	1回400円／30分 月極5,000円／30分
17時01分から19時まで		
- (2) 保育標準時間

18時01分から19時まで	1回400円／30分 月極5,000円／30分
---------------	----------------------------

3 特定保育に係る利用者負担

- (1) 公定価格における保育所調理員の最低基準人員2名（90名施設）を上回る調理員を雇用する人件費

園児一人当たり5,000円／月

重要事項説明及び個人情報の使用についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項及び個人情報使用の説明を行いました。

施設名	学校法人 森上学園	中央保育園
説明者	園長	結城 雅之

私は、本書面に基づいて中央保育園の利用にあたっての重要事項及び個人情報の使用の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____

児 童 名 _____

児童との続柄 _____